

令和２年度定期監査について、横手市教育委員会教育長から、当該監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１９９条第１４項の規定により、当該通知に係る事項を公表する。

令和３年６月１５日

監査報告書により指摘された事項の状況報告

種類 令和２年度 定期監査報告書（第３期）

期間 令和２年１１月２７日（金）～令和３年３月２９日（月）

令和元年度（令和２年１月１日から令和２年３月３１日まで）、令和２年度（令和２年４月１日から令和２年１２月３１日まで）における財務に関する事務の執行状況及び経営に係る事業の管理状況について

１月２８日…教育総務課、教育指導課、文化財保護課、学校教育課

２月 ５日…学校給食課

報告対象 課室所等		監査の結果（指摘事項）	措置を講じた事項
教育 総務 部	教育総務課	１ 財産管理事務 行政財産使用許可内訳書を作成していない。	指摘事項を課内で確認し合い、同様の事例が発生しないよう意思統一を図った。
教育 指導 部	教育指導課	１ 補助金事務 交付申請書を収受していない。 ２ 服務事務 私有車の公務使用において、横手市職員の出張に係る交通手段及びその取扱いに関する規程第７条に基づく私有車登録台帳の整備に不備がある。	１. 補助金事務 学校からの交付申請を収受起案とし補助金の交付決定伺と一緒にしていたことから、改めて申請書のみ収受し供覧した。 ２. 私有車登録台帳の整備を行い、任意保険証、車検証の写しを保管することとした。